

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
不利益処分名	社会福祉法人に対する解散命令	
根 拠 法 令	社会福祉法	
根 拠 条 項	第56条第8項	
連 絡 先	(電話621-5563)	
処 分 基 準	第56条第8項 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。	
	基 準	
	参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)	